

決算審査特別委員会会議録
(特別会計)
(水道・病院事業会計)

(平成 28 年 9 月 12 日)
〔第 1 日〕

審査内容

議案第 47 号	平成 27 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について.....	4
議案第 48 号	平成 27 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について..	4
議案第 49 号	平成 27 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について....	4
議案第 50 号	平成 27 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について....	4
議案第 51 号	平成 27 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について.....	18
議案第 52 号	平成 27 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について...	18
議案第 53 号	平成 27 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について.	24

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	川下 武則
議 長	坂口 久信	副 議 長	江口 孝二
委 員	末次 利男	委 員	久保 繁幸
委 員	平古場 公子	委 員	所賀 廣
委 員	竹下 泰信	委 員	待永 るい子
監 査 委 員	木塚 賢司	監 査 委 員	田川 浩
事 務 局 長	岡 靖則	書 記	福田 嘉彦

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
会 計 課 長	大岡 利昭	財 政 課 長	西村 正史
健 康 増 進 課 長	小竹 善光	農 林 水 産 課 長	永石 弘之伸
環 境 水 道 課 長	藤木 修	太良病院事務長	井田 光寛
財 政 課 財 政 係 長	津岡 徳康	農 林 水 産 課 林 政 係 長	川島 安人
税 務 課 収 納 係 長	安西 勉	健 康 増 進 課 保 険 係 長	羽鶴 修一
環 境 水 道 課 環 境 係 長	澤山 弘幸	環 境 水 道 課 簡 易 水 道 係 長	田崎 一郎
環 境 水 道 課 水 道 係 長	川崎 和久	太良病院事務係長	中野 浩輔
太良病院事務員	宮崎 達也		

以上 31 名

午前9時28分 開会

○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

本日から、3日間にわたって行われます決算審査特別委員会は、町が執行した各種事業単位の成果、また、それらが町民サービス全体の向上にどのように寄与したかを検証する委員会であります。

企業会計、一般会計等の決算審査につきまして、各委員、執行部から各会計の決算書及び行政実績報告書を合わせて監査委員の意見書等の書類が配布されております。委員会の開催にあたり、委員各位には事前に配布、書類の精査をお願いしており、委員からは積極的な御意見と御質問をお願いするものであります。

それでは審査を始めさせていただきます。座って進行させていただきます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので本委員会は成立いたします。

お諮りします。お手元に付託議案審査案件表を配布しておりますので御覧ください。

本日は付託議案審査案件表のとおり、議案第47号から議案第51号までの5つの特別会計と2つの企業会計、合わせて7つの案件を終了、採決し、第2日目、第3日目に一般会計を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、本日は5つの特別会計と2つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計を審査することに決定しました。

お諮りします。ただいまから特別会計の審議に入りますが、簡易水道特別会計と水道事業会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、簡易水道特別会計と水道事業会計を一括して審議することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。簡易水道特別会計を除く、議案第47号から議案第50号までの4つの特別会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。

よって、

議案第 47 号 平成 27 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第 48 号 平成 27 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第 49 号 平成 27 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第 50 号 平成 27 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、

決算書の 196 ページから 279 ページまで。行政実績報告書では 66 ページから 81 ページまでの一括審議に入ります。

議案第 47 号 平成 27 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 48 号 平成 27 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 49 号 平成 27 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 50 号 平成 27 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

関係課の行政実績概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

おはようございます。

それでは、山林特別会計のほうから読み上げたいと思いますけれども、読み上げる前に 1 カ所訂正がございますので、済みません、訂正のほうをお願いしたいと思います。70 ページでございます。山林育成基金積立状況という表がございますけれども、この表の中の真ん中の一番上部のほう 26 年度増減というような表現が今してあるかと思っておりますけれども、それを 27 年の増減というかたちで修正方お願いしたいと思います。今後このような間違いがないように努めてまいりますので、お許し願いたいと思います。

《山林特別会計の行政実績の概要説明》

○健康増進課長（小竹善光君）

《後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の行政実績の概要説明》

○環境水道課長（藤木 修君）

《漁業集落排水特別会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、特別会計名と関係書類及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○所賀委員

実績報告書の 74 ページを見ていただきたいと思います。

この、74 ページ療養の給付状況で一覧表がございますが、その中でその他の給付の欄に 3 つあります真ん中の葬祭費、件数が 8 件で費用額が 2 万 4,000 円というふうに思います。一人当たりお亡くなりになった方への 3 万円の支給と思いますが、この 8 件ていうのがどうも、本当はもっと 140 人、150 人の方が亡くなられていると思いますが、8 件ていうのはどういった意味ですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

8 件はですね、国民健康保険の方だけです。全体が入っておりませんので国民健康保険に加入されている方だけです。

以上です。

○所賀委員

そのほかの方はどういったふうに分けられるんですか。百何十名の方が亡くなっておられますけど。148 が本当なのか、159 が本当なのかわかりませんが。例えば、後期高齢者で分けられているとか何とかその辺の分け方どういうふうになってるわけですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

75 歳以上は後期高齢者医療からです。こいは普通の一般の国民健康保険、よって 74 歳までの分です。

○所賀委員

そしたらですね、148 が本当なのか、159 が本当なのか質疑外ですけど。まず、ほとんどの方が後期高齢者が亡くなったというふうに判断してよろしいでしょうか。

○健康増進課長（小竹善光君）

ほとんどの方が 75 歳以上の後期高齢者医療の方だと思います。

○所賀委員

こいも質問外なっかどうかですけど、たぶん後期高齢者だろうなという感じはしましたが、後期高齢者のほうの歳出の欄で、この項目はたして何から出たとかなくて見つけらんやっただです。そいは今の質問外になりますから、あとで教えていただきたいと思います。

○副議長（江口孝二君）

あの、決算書の 227 ページ。

国保なんですけど、不納欠損をされていますよね。192 万 7,591 円。その分についてはどういう理由で件数は何件あって、どの年度の分をされているのか説明をお願いします。

○健康増進課長（小竹善光君）

不納欠損ですけれども、国民健康保険税では時効による消滅が6人、30万7,200円、執行停止による消滅が1人で11万1,800円、即時消滅が11人で150万8,591円で合計の18人で192万7,591円となっております。年度分ですけれども、平成11年度分から平成26年度分を不納欠損しております。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

そしたら平成11年から26年であればその年度別に、それから3番目に言われた即時何とかて言うのですね百何万。その意味ばちょっと教えてくれん。

○健康増進課長（小竹善光君）

即時消滅ですけれども、死亡とかですね、帰国、あと死亡者についても相続人がいない方が即時消滅になっております。

○副議長（江口孝二君）

当時は死亡の中に6件で言わんやった。そいと違うと。

○健康増進課長（小竹善光君）

そいは時効による消滅です。6件は。

○副議長（江口孝二君）

時効ていうとは何年ね。

○健康増進課長（小竹善光君）

5年です。

○副議長（江口孝二君）

そしたらさ、5年であるならば平成11年から26年度分ていうとは、返答としてはおかしかなかと。

○税務課収納係長（安西 勉君）

平成11年から平成21年までの滞納案件につきましては、途中、分納誓約等を結んでおられる方については、分納誓約を結んだときから新たに時効が続きますので、そこから5年というかたちになっております。

それで、平成11年度の方については、途中平成16年とか17年に分納誓約等をされてそこから5年経過して、まだ滞納がある方で誓約を結んでおられれば現在まで引き継いでこういうかたちになります。

それで、今回不納欠損いたしました案件につきましては、11年から17年までの間の方は分納誓約をされておりましたが、生活保護等になられまして納付ができない状況になられておりますので、今回、不納欠損をしております。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

そしたら今ここに 155 件の滞納者がおられますけど、その方は全部契約は結んであるわけですか。

○税務課収納係長（安西 勉君）

お答えいたします。

全てとはいきませんが、滞納整理特別対策室のほうでも案件として誓約等をとったり、いろんな案件につきまして誓約をとって納付をさせたり、連絡がつかない等など、死亡者等とかでつかない案件につきましては、現在調査中とかの状況で全てについて誓約等を結んでいる状況ではありません。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

そしたら先ほどの行政実績報告書の中で努力して努めとってということばってんですね、結果として表に出てね、155 件かな 7 月末現在で、言われる書いてあつとこの件数を見ればね合点がいかとばってんが。だから、おいが言いたかとは、駄々をこねてされることが認められとつとどうかてことですよ。全てをするのであれば 100% 誰でも 5 年越し 5 年越しですね。私が何でこれを言うかとですね、昨年の決算委員会ではっきり言いました。給食費が 27 年度から無料になるから、不納欠損が残つとつとおかしじゃないかと。でも担当の課長さんは全力投球をして回収に努めますという回答をされました。片一方はそういう努力をされて片一方じゃ見えんてなればね、やっぱいやり方が学校教育課は学校教育課だけで独自でしょかしらんですけど、町民から見れば同じたいね。だから片一方は一生懸命しよ、結果は別にしてですよ、努力する気持ちがあると、片一方はなかと、なかて言うぎ失礼かばってんが、そういう努力が見えんてなった場合は町民から不平不満が出てくつとじゃなかろうかて思うばってん、そこらへんはどがん考えられますか。

○税務課収納係長（安西 勉君）

お答えいたします。

国保につきましては、5 月末で 177 件の滞納者となっております。それは前年度の 245 件あったのが 177 件に減ってる状況であります。これは滞納整理特別対策室と税務課徴収担当及び町民の方の意識の向上によって滞納額が減っているところであると思います。

それと、全部について誓約を結ぶことはどうかていうことですが、全ての方について結ぶことは非常に困難になってる状況ではあります。接触はどんどん続けておりますが、なかなか誓約までは結びついてない人もいます。ただ、5 年というのは最大 5 年ですので例えば 1 年で完納になる方もおられますので、そういう状況でどんどん減ってきているとは思いますが。滞納者については、誠心誠意こちらのほうも自主納付に向けて誓約をしていただいて、納期内納税者の皆さんの気持ちで納めていただくようなことで滞納整理特別対策室、税務課協力して望んでいるところでもあります。

以上です。

○待永委員

国保のことで外国人の方の扱いですね。外国から労働に町内に来ている方に国保税がかかるんですけど、国の仕組みで国保とか整っていない国とかそういうところの方への扱い。一応かけてはありますけど、ぱっと帰国されたらあとがどうにもならないという点があると思いますけど、その外国の方に対する対応はどんなふうにされてますでしょうか。

○税務課収納係長（安西 勉君）

お答えします。

帰国等で今回、即時消滅された方がいらっしゃいました。その方につきましては、あらかじめ帰国時等を教えてくださいという交渉もしておりましたが、突然台風とかの状況で早目に帰国されてですね、そういう状況で徴収ができない状況になっております。なお、今後は事業所等に働きかけを行いまして、帰国時期の調査等をしていきながら納付を推進していく所存であります。

以上です。

○待永委員

やっぱり事業所との交渉が大事だと思います。それと本人が納得しない。自分たちの国にはそういう法律がないのにどうしてなんだという、その辺から入ってくるので、納得をさせるということで、今後は事業所の方との話し合いとか、そういうのが大事かなと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○税務課収納係長（安西 勉君）

今後、事業所等ですね、働かれていますところと交渉して行って、また、本人さんたちにも納得していただいて納税を勧奨していきたいと思います。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

こりゃ別のとこばってんよかね。

山林特別会計の歳入歳出についてお尋ねですけど、68 ページから。この分で見ますと、間伐材の売払が 1,382 万 1,000 円ですかね。でも、費用のほうで見ますと 2,280 万円。極端に言いますと 5,000 円の木を 1 本伐るのに 1 万円の費用かけてやられています。この帳面上見えないほかとか何とかはあると思いますけど、単純にこれだけを見ればですね、今言うたごた数値になりますけど、そこら辺を今後続けられていくのか。

それと、3 回しか質問すんなて局長から言われたけんですね、まとめて言います。

69 ページですね、町有林防火線整備事業委託料ていうのがあつですね。この中身をちょっと内容と、そいから保育状況の中に作業路開設であつですよ。その分はどういう内容かお尋ねします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおりに収入のほうは支出のほうを満たしていないというようなことでの今後の考え方ということでお尋ねだと思います。これについてはですね、先ほど言われましたように、ただ伐って売だけの効果でなく、今言われた多面的機能、そういうのも含めてちょっと考えていかなければならない。当然ですね、町有林 15,000 ヘクタールほど持っておりますので、そういうかたちで維持していかなければできないということで、お金をただ換算して単純にいけるものではないのかなということでは今のところ思っているところです。

以上です。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

ちょっと補足でございます。ちょうど 200 年の森委員会の資料をちょっとつくってございまして、その中で間伐業務について、その数値についてちょっと試算をしたところでございます。ちょっとそれを読み上げます。間伐業務でございます。多良岳 200 年の森の 13.75 ヘクタールを昨年度間伐をいたしました。その分の実行経費が 765 万 3,796 円が 200 年の森だけにかかった間伐の経費でございます。そして、それに対する国庫補助金とか国の補助金と県の補助金で 421 万 2,800 円が補助金としていただいております。それから、200 年の森から出た間伐材の販売代金が 461 万 4,255 円で補助金と間伐材の収入がございまして、その差引が 117 万 3,259 円のプラスになっているところでございます。

○副議長（江口孝二君）

補助金とか何とかおりゃ聞きよらん。はっきり言うて。今のとが答えなれば交付金とか何とかよんによもらえ建ちますよていうと一緒じゃなかね。おりゃそういうことは聞きよらんさ。独自としてできたときにね、うったおるつとじゃなかつかていうことば聞きよわけよ。だから、あなたたちがこの数字は当たり前数字であれば、こういうことは言う必要なか。でも、先ほど言うたごと 1,300 万しかなかとに、2,200 万かけとっわけでしょうが。ただ単にここにありますか、ここにありますか、そういうことは聞きよらんと。ものの考え方があなたと私は全く違うじゃなかですか。そういう気持ちでやられればね、200 年の森でぎゃしこ補助金がありましたからできましたて、200 年の森のばかい全部あつかの。そが言わせれば。どういう努力も見えんけんおりゃ言いよつと。そいであと 2 つ答えとらんもんの。だからもう一つついでに言うばってんが、全てを委託されとるたいね、委託料はいくらあんね。4,000 万ぐらいあるはずと思うばってんが。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

今の質問の続きでございますね、委託料ということで、今議員の質問ですけれども、委託料に関しましては 3,579 万 2,680 円てなことで委託を行っております。

それと、質問事項の中の収入支出以外に防火線整備委託料というようなことで質問があったかと思うんですけれども。これについては、雑草保護区の刈り払いが 6,780 メートル、面積にしまして、4.746 ヘクタールです。枝切りが 1,590 メートル、面積にしまして 0.58 ヘクタールということになっております。

それと、作業路開設のほうもお聞きになられたと思うんですけれども。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

作業路の概要でございますけど、総延長で 1,471 メートルを間伐のための道ということで、幅員が 3 メートルの道をつくっておるところでございます。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

間伐を必要としたら何年生まで必要かとか。表で見れば何年生がいくらくらて書いてあつてすよね。30 年とか 40 年とかなれば間伐は必要ないというとかいう目安はあつてすかね。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

以前は 50 年程度経過すれば主伐というものを行いまして、山をがさっと全部伐って収穫を行っていたところでございます。しかしながら、今の木材の価格みたいなもので、そういう以前のような施業をした場合ですね、伐った年はなんとかプラスになることはなるんですけど、次の年にまた植えなくちゃならない、それから下刈りをまたしなくちゃならない、また枝打ちが出てくるというふうで、なかなか伐るに、お金的に伐るに伐れない状態がありまして、昔のように主伐をして次ずっと更新していくということができなくなっています。ですから最近の林業的な施業は超伐期施業と言いまして、通常は 70 年ぐらいまで伐るものをずっと間伐をして、まわしていくというふうな施業になっているところでございます。ですから 30 年製程度は 5、6 年に 1 回伐る。80 年製ぐらいやったら 15 年ぐらいに 1 回に伐るというふうな感じの施業の体系になる見込みでございます。

以上でございます。

○竹下委員

山林関係の件ですけれども、山林についてはブランド化を目指して促進と執行に努めたというようなことですけれども、ブランド化の内容、どういう事業をされたのか。またですね、主伐面積（「ページ数」と呼ぶ者あり）ページ数は 66 ページです。実績報告書の 66 ページの山林特別会計の下のほうですけれども。

主伐対象林分が 581 ヘクタールとかあるてことですけれども、先ほどの話ではなかなか採算がとれないという話ですけれども、この主伐は計画ですね、これだけの面積があるわけですから何年後にどういういう、そういう計画、目安というかそういうやつがあるのかどうかお尋ねいたします。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

ブランド化に対する事業でございますけど、これは特段今のところ行ってはいない状況でございます。特に何もしてないかと言われればそうじゃなくて、継続的に間伐材をある程度の量を出していることが一応ブランド化のための事業になるのかなというふうにはちょっと思うぐらいでございます。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

今のことについて若干補足をさせていただきます。

太良町においては多くの森林ございますけれども、その中でほとんどが森林組合のほうが行っておられます。森林組合については県下トップクラスの実力を持って日頃の作業をされとることによって多良材というのはほかの地区よりもある程度評価が高いというようなことで高値で取引をされておりますし、長年培ってこられたというようなことが少しずつ評価に繋がってきてるのではないかということで、それがブランドていうようなかたちで今のところは捉えてるところでございます。

以上です。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

先ほど、主伐林分がもう 570 ヘクタールを越えているからどうするんだていう御質問でございます。これにつきましては、全ての林分につきまして超伐期施業をするのではなくって、ごく一部でございますけど、更新伐と言いまして、主伐ていうのが大体単独事業で補助にならない事業になんですよ。それを更新伐と言いまして、補助の対象になる伐り方をやって少しずつでもそういう更新をやっていこうかなというふうに考えております。その事業規模につきましては年間 1 ヘクタール程度ずつはちょっと伐っていこうかなというふうにはちょっと考えているところでございます。

以上です。

○竹下委員

ブランド化につきましては県内の富士町とか七山あたりもですね、力を入れてやってるというようなことですので、ぜひブランド化をして高値で売れるようなかたちでですね、ぜひ対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○久保委員

似たような質問なんで、68 ページの歳入についてなんですが。主伐の売払金が今年度あがってないですね。当初予算では 1,389 万ていうのが予算をあげられてたんですが、何で今年度主伐の売り払いがなかったのか。

それと、スギ、ヒノキ現在の単価がどのような推移で、たぶん安かったから売り払いをやってないかなと思うんですけど、その辺の状況どんなですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

当初の予算編成のときには、主伐の収入が上がっていたということですが、先ほど議員が言われますとおりに、材価のほうが非常に安いなことですね、今の現状ではやはり売っても収入にもつながらない、もう少し先延ばしをしたほうがいいのかというようなことですね、そういうことから27年度については主伐は行っていない状況でございます。それと、価格面についてですが、これについてはですね、今詳細などのくらいで今、取引がされているかというような情報を持ち合わせておりませんので、後ほど調べて現状がどのくらいあるのかというようなことで御報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○久保委員

今、そういうふうなスギ、ヒノキの単価についてはまだわからないということをおっしゃいましたけど。だからここ数年の対比を教えてください。それで今途中でいつ頃そういう決断をされたのかですね、27年度主伐の材価がそんなに安くなったんで売り払いのことを中止されたのかですね、その辺と、それあとでいいです。

それと、造林事業県補助金の中にですよ、今年度枝打ち、新植の県補助がないのは、その辺の補助がないのは何ですかね。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

まず、あとで言われましたけど、何で主伐をしなかったのかという時期ですけど、それは平成26年度の主伐をして初めて担当者となりまして、精算をしたところほとんどあんまり儲けがなかったと。単独事業でやったらこれはちょっと会計にダメージを与えるという判断をいたしましたので、平成27年度は主伐を前年度の3月にはしない方向で考えておりました。

それから、次でございます。造林補助金の新植が上がっていないのは何でかということでございます。これは、造林補助金の補助の申請が仕組みといたしまして、年4回あるんですけど、その6月、9月、12月、3月の申請時期にのらないやつは次年度のほうで申請をするというふうな制度になっておりまして、新植につきましてはちょっと工期が3月の中旬でございましたので、申請にのらなかったのが平成28年度の収入に既に収入をしているところでございます。

以上でございます。

○久保委員

ちょっと反論させていただきますが。

26年度にね、採算が合わないから伐らないことを決めたて言いしやっただでしょ、主伐ね。ほんで何で当初予算の1,319万上げとととですか。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

一応、当初予算を計上する時期がですね、11月時分ですので、それ時分のときには、そういう精算が見えてなかったというところがありまして、3月のときしてみてもうやくこれはちょっとなかなかよくないねという判断をしたところでございます。

○久保委員

そしたらそこで11月もそこで決定したであれば3月も予算書を出す前にはそういうのも削除されないということですね。その前の分がずっと引きずっていくということ。

それと、この際言います。歳出についての68ページなんですけど、総務費の森林国営保険料、これ毎年違うのは何ですか。毎年違うやろ。25年は48万6,000円、26年度が143万6,000円、ほんで今年が130万7,000円ていうような、こういうふうな変わり方は平米数で違うのか、こんだけ今年にかけていっちょこうかていうふうなしとるとか。そこがね、もしもそこが火災が起きた場合どういうふうな処理になるのかかけてないところが。そういうのがあったら説明してください。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

森林国営保険につきましては、施業をした次の年に大体した面積について5年間をかけているところでございます。そして新植を新しく植えたときは10年間を継続してかけております。その更新時期がずっとずれてきますので、契約面積が少しずつ変わっていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ちょっとよかですか。

先ほどから山林の話のいろいろ出よつとですけども、前はある程度伐採は毎年上げよつたね。山林運営委員会も年に1回はあるわけですから、そういう中で今年はどうしてこうていうようなことがたぶんなされていると思います。あいどんこ何年かずっとね、主伐するていうようないくらか絶対予算つけよつたね。27年度からそういう間伐で生き残りを将来的にずっとしていこうていうような考え方もとつわけでしょ。そいけんもう初めから今後の見通しがですよ、まあどうなるかわかんばってん、予算的にその主伐をするていうようなことがなかなか入れにくいような状況ば見よればですよ、そんならもう初めから間伐しながらずっとそぎゃん施業をしていくようなていう考え方もやっぱ打ち出してくれんぎと我々急にそがん考えたていうて言われてもね、ぎゃんしましたていうようなことで、そんならそいを主としてね、そういう仕方ば後はやっていますよていうようなことで、予算あたりも考えながらしていくとが無難じゃなかかなて聞きよつて思いつつとばってんが、その辺は今後どういう考え方でいこうて思いつつとかな。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今、議員のほうからご指摘があったことについてはですね、山林特別委員会というような組織がございます。そういう中で今後における山林をどのようなかたちで進めていったほうがいいのかというようなことを議論しながら行っているところです。それで、今年においてもですね、1回会議を開きましたし、当然ですね次の予算化も近づいてまいりますので、その辺については十分委員さんの意見を取り入れながら次の予算に反映させるべきか、反映させないべきかというのを結論を出しながら、また5年、10年というようなかたちですね、長期的な展望に立ってですね、その辺は計画的にしていかなければいけないというようなことで思っているところがございます。一応その委員会というのを一応ベースにおいてということでお考え願えればいかと思います。

○議長（坂口久信君）

今言われたごとですよ、山林委員会もあるわけやっけんそこで今後のね、今まではそれでよかったかもしれんばってん、今後の展望としてやっばいどっかで、先ほど係長が言われる区切りばつたてというようなことば、我々はそこんにきはわからんやったとばってん、いらんでおったとばってんが、そがんような状況ば言われるごたつとなら山林組合で意思の疎通ばしてですよ、今後はやっばい山林の運営のやり方ばしていくとがよなかかなてどっかでやっばいけじめつけんぎと、ごっとい主伐のってね、ほとんど材価の安かったいなしたいして、伐れんような状況がずっときとるわけですね。そういう状況をどっかでやっばい、議員さんたちがごっとい質問されんでいいような状況ばつくっていかんばいかんとやなかかなて。そいけん今年は特にですよ、山林運営委員会中心と皆さんたちと森林組合も含めてどういうやり方で山をもっていこうていうような考え方ばやっばいある程度決めてもらわんことには。こういう状況やっけんが。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

そのようなことですね、平成27年度の第1回の山林運営委員会の日から更新伐について、そういう施業体形にしたいなということで、ずっと3回ぐらい去年は委員会してるんですけど、その辺を含めて協議を行っているところがございます。

以上です。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

同じような質問になつとばってんですよ、今3回て言いしやったとばってん、実際もしこいが一つの会社としたらですね、たぶん私が議員になってからずっと同じような話ばかいしよつとばってんが、ずっとマイナスですもんね。実際プラスになったことは私が議員になってから10年ばっかいですけど1回もなかですよ。この10年間赤字ばずっとしよつてですね、会社が、残った会社が1社もなかてことです。そいけんやっばいそれぐらいの危

機感をもって担当はしてもらわんばいかんし、実際この材価が安か安かていうともですね、実は熊本地震もあつたいとか何とかであっちこっちの材料は上がりよっです正直。材木は上がりよっかどうかわからんばってんが、ほかのところはいろんな部品が上がりよっとは間違いなかです。その中で結局売込みが足りんとかですよ、PRが足らんとか、そこんたいが私はあっちゃなかかなというふうに思うとばってんが、そこら辺は担当課長どがん考えですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおりにですね、売込み、PR不足とかそういうのもあるかもわかりません。ただですね、材価としては県下トップの質をもって材木が生産されているというようなことと思いますので、先ほど言われたことについても今後においてはどんどん売込み等ですね、その辺できるようなかたちで森林組合さんのほうとしても協力しながらしていきたいとは思っております。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

川島係長に聞くとばってん、何回ですよ、熊本市場とかあっちこっちの材木市場をですよ、農林水産課のほうに入ってから何回ぐらい視察行ってあっちの木材見たりしたですか。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えします。

まだ行っておりません。今度9月の23日に熊本木材の70周年記念の特別な市を開催されるそうなので、それに行こうかなというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

最後に町長、今後の展開としてどういうふうにやるてことですよ、その山林の育成につながるし、太良町ですよ、町民の方に納得していただける、売り育てることがどういうふうな感じでやったほうが良かとか、そこら辺をお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

まず、主伐については今、係長が26年度ぐらいに決定したていうことですけどね。そうじゃなくして毎年山林運営委員会の中で協議をしよるとですよ。幸いにして森林組合の組合長も運営のほか委員でいらっしゃいますからね、その付近の木材の単価の状況等々をお聞きしながら、まずはコストが安くつく、谷間じゃなくして出しのいいところを計画的に縮小計画した場合もでございます。だからそれなりで、こういう問題は町職員単独でそういうふうな計画できませんからね、そのために運営委員会てありますから、そういうふうなことで計画をして事前にしてるわけでございます。

それとあとは、太良町の山林の運営等でございますけども、私から言えんから、もう1

次産業、農業、畜産、漁業だけが6次産業じゃないと、木材も6次産業時代だと。だから素材で出すだけじゃなくして、伐採、加工、販売も時期が来てるということですね。だから今、大川内のほうに森林組合が何ヘクタールか買収さして、将来的にはあそこで製材をやって、本当の多良岳のブランド材とで、うちの町有林を伐って角材で出してもらって、良い品物を品評会等々そういうふうな設計事務所とか、あるいは施工業者等々を招集して、品評会みたいにやって太良町のブランド化を図りたいというようなことで、製材イコールそれでなして、製材イコール販売をもっていきたいなというふうに思っています。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

町長が前向きな話されたばってんが、昨年ですね実は私屋久島のほうに屋久島杉を視察に行ったとばってんが、前も話したと思うとばってんが、至るところでその屋久杉の宣伝をされててですね、品評会も売りももちろんばってん、いろいろ工夫をしてあつとですよ。テーブルはもちろんばってんが、将棋盤から碁盤から何から屋久杉ならではのあれを考えてしたりいろんなどをこうしてあつたけんですね、そこら辺を今町長も言うてくいいしやつたけんばってんが、できれば農林水産課のほうでも一つぐらいは、町じゃなからんばいかんて、太良町の部分じゃなからんばいかんていう部分をですね、セールスポイントでやっていただければなと思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（江口孝二君）

未収金の分について、漁業排水の分ですね、230万円ですかね、あつですよ。この分はどのように回収されるのかお尋ねします。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

28年4月末で230万1,990円、この分についてはもう大部分が大口の方2件分でございます。それで以前決算委員会でも委員さんのほうから御指摘いただいた件で、慎重に当事者等々協議を重ねてまいりまして、その分につきまして、もうしばらく近いうちに最終的な調整を行いたいと思っております。それで通常は特異な例になってしまいますけども、先方の希望というものがあ程度取り入れたかたちで、この未収金について一部減額を行ってまいりたいというふうな方向で考えているところでございます。

○江口委員

そしたらそれは、今言われたことは担当課がすつとか税務課がするのをお尋ねします。その交渉かれこれはね、担当課がされるのか、それとも税務課がされるのか。

○環境水道課長（藤木 修君）

担当課の環境水道課で行います。

○江口委員

そしたら不納欠損をするのも、担当課で決断されるという理解でよかですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

担当課のほうで案として打ち立てて町長の決済をあおるということになる。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決します。

よって、これより議案第47号から議案第50号までの4つの議案を一括採決いたします。

議案第47号 平成27年度太良町山林特別会計歳入歳出の決算の認定について、

議案第48号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第49号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第50号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について。

以上の4議案は原案どおり認定すべきものに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第50号までの4つの特別会計歳入歳出決算の認定は、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時01分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

そいじゃ休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

次に、議案第51号 平成27年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出の決算の認定について。決算書の280ページから296ページまで。行政実績報告書では82ページから84ページまで。及び議案第52号 平成27年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案第 51 号 平成 27 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 52 号 平成 27 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

行政報告書並びに事業実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○環境水道課長（藤木 修君）

《簡易水道特別会計の行政実績並びに水道事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○所賀委員

水道事業のことでお尋ねしたいと思いますが。ここの給水の状況ということでありまして、有収率が前年度より 0.66 ポイント減少して 86.07 であったて書いてある。確かに昨年は 86.73 ですので、それぐらい下がってますけど、これは何か下がった要因とか見つけられたとですか。0.6%ぐらいなもんですが。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

今年度につきましては、1月の23日、24日あたりに異常寒波が発生いたしました。町内で至るところで、およそ300件程度の給水管の破裂事故が発生いたしました。そういうことで今年に関しましては上水道につきましても、簡易水道につきましても有収率の増減の要因の分析というものが非常に難しゅうございます。これにつきましては、特別減免とかかたちで減免申請を出していただく処置をとりましたけども、それ以外にも多くの減免に至らないような量とか、あるいはメーターにかからないような部分とか、そういうものがたくさんございまして、議員言われた質問に対して申し上げれば、上水道に関しての有収率の減少については、異常寒波による配水量の異常配水量の発生による影響というふうに考えております。

○所賀委員

それとちょっと疑問にというか、この上水道ですけど、水道事業に関しては川原と大峰のこの2つの配水池が大体この地域で思うとですけど、給水人口からして3,954人ですので簡易水道は101人以上5,000人以下であるというふうになっとっです。で、いろんな条件、借入とか何とかの条件のときに簡易水道のほうが、より有利じゃなかかなて自分は

思いよつとですけど、こいは同じ太良町なら太良町の中に簡易水道で賄ってますよというのが、2地区あってはいかんていうこと。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まさに我々もそういうふうに思ってたんですが、これについては一度水道事業として認可したものは、それより以下のランクに下げることができないというふうなことでございます。上にあげることはできるんですが、そういうことでございます。

○所賀委員

そしたら既存でもし、簡易水道でありますよ、これもう両方合わせて1万人、5,000人以上になりますからこれを上水道ていうことはできるわけたいね。

○環境水道課長（藤木 修君）

上位ていうか上位下位はないにしても、簡易水道は水道事業に人口の増に伴ってというふうなことで変えることは当然できますが、下げることは認められないということです。

○竹下委員

この水道事業会計の決算のところですね、先ほど所賀議員のほうから言われましたけども、有収率が86.07%ですよ、それと比較して簡易水道を見ればですね、因みに有収率が減ってるんですよ全体的にですね、中尾地区は91.27%ということで、有収率が高いんですけど、あと軒並み大浦からですね、ずっと蕪田あと喰場を見ますと、有収率が低いんですけどこれは何か原因があるんですかね。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

簡易水道につきましても、先ほど申し上げたような寒波の影響で去年よりずっと下がってます。簡易水道が上水道よりも比較して有収率が押しなべて低いということはですね、要するに施設規模が小さければ小さいほど、小さな漏水でも有収率に大きく影響してきます。規模が大きくなれば漏れる部分も顕著に現れてまいります。そのようなものだというふうに認識しているところであります。

○議長（坂口久信君）

今回、伊福地区は整備にあと、何年でさばかしてしまうとかな。

そして、今年は寒波で破裂が多かったから有収率が非常に悪いような状況ですけども、その辺の改善はなされたのかですね。次のときは元に戻るような状況になるのか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

伊福地区の改良計画につきましては、26年度から始めて30年度で完了予定でございます。

す。今年度の事業予定量を完了しますと、53.33%ぐらいの進捗状況になります。

異常寒波に対する対応については、週末から異常寒波になって、週明けすぐ寒波が緩んだことによって溶けだした配水管が破裂するというような状況でございましたので、即、防災無線等によって注意を呼びかけて、更に空き家とかそういうものを重点的に職員で回って、漏水の各地漏れの防止を防いだと。そして、漏水がメーターおきを通ってあったところについては修理の早期着手を促して減免の対象にするということで、広報を行ったところでもあります。それで、異常発生時には大体日量の施設によっては20%からあるいは40%程度の配水量が一気に上がりました。それで、一週間程度で大体落ち着いたというふうな状況でございました。ただ業者さん方は300件を対応するために朝から晩までひっきりなしに対応していただいたところでございます。

○議長（坂口久信君）

そいけんもう、その300件ていうのはほとんど全部修理ができたていうようなことたいね、結果的に。それは次の有収率にかかってくると思いますけれども、次にかかってくるほとんどさばけてしもたところちは理解してよかとね。

伊福地区についてはですよ、あと何年か、今年を入れれば50何%と28年度、こういう何%の整備がなされる。残りはあと2年間ですかね、そいで全部本管だけが完了するてこと。あとそいばしてしもうてからね、引っ張るとこあたりは最終的にどういう、小さい部分についてはどのような結果に、まず引いてしもてから最終的な結果は出てくるわけでしょうけども、本管を引いたあがいのあとについて、いろんな問題が出てくることに対してはどういう対応の仕方ばするののか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

今回の伊福地区配水管改良工事につきましては、本管のみならず、支管から各家庭の止水栓まで全てをやり替えますので、家庭内を除いた全てが改良できるということでございます。

○議長（坂口久信君）

あといっちょしとらんたい。一番最初の部分についてはどがん。全部終了でけとっとなて聞いとっとなばってん。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

私どもは全てを把握できているとはちょっと言いにくいですが、一部空き家などについてはもう栓を止めたままにしている状態もあるやに聞いております。使わないから修理するメリットがないというふうな方もいらっしゃるかと聞いております。ただ、そのほかについてはもう全て。

○議長（坂口久信君）

そいけん、空き家についてはですね、回ってしまってほとんど元は締めとっと。元は締めとっぱってんそこまでのつなぎをまだわかつとらんでことたいね。ひよっとすればね、割れとつかもわからんし、漏れよつかもわからんし。手前についてはですよ。その辺の把握はまだしとらんわけやろうけんがさ、その辺について例えばほかの分については全部ある程度さばけたと、空き家とか何とかは栓を止めとると、そのつなぎあたりについては漏水しよっ可能性もゼロじゃなかわけね。その辺についてもある程度こう、そいけんちよっと言えは全部修理すれば最終的には元に戻らんばいかんて考え方ね、ある程度ね。そいでも漏れよってことになつぎと、またいろいろ問題も出てくつやろうばってんが、そがん考えでよかとかな。

○環境水道課長（藤木 修君）

異常寒波の影響というものが主に地上配管について出てきますので、栓を止めてるから大丈夫だということではございませんが、その手前については通常の漏水と同じような調査等を行った対応になってくるかと思えます。

○末次委員

決算書の8ページに書いてありますとを見ますとね、水道事業の事業報告の中で毎年のことでございますけれども、給水戸数、給水人口が減っているということが掲げられています。今年度水道事業については14戸の74人という意見書でございますけれども、簡水については把握されてますか。

○環境水道課簡易水道係長（田崎一朗君）

お答えいたします。

行政実績の83ページにですね、概要の推移ということで給水人口、給水戸数を表記しております。

○末次委員

この給水、簡水でですね、今年人口動態を見ておりますと転居68人、転出が294人になっております。これは残念ながら毎年減少しているわけですがけれども、この町営水道以外の簡水と上水以外に給水水道事業、ほかの事業でされている人口はどれくらいありますか。

○環境水道課長（藤木 修君）

ちょっと、確認させてください。町営以外という意味ですか。

○末次委員

そうです。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

ちょっと若干古いんですが、組合運営と言われるものが簡易水道で3つ、それから飲料

水供給施設で3つございます。それらを合わせると給水人口が大体400名程度であると思います。

○末次委員

今、簡易供給施設、いわゆる雑用水あたりが3地区という話ですけれども、この施設も恐らく中山間地だというふうに見返しております。そういった中で当然ながら施設も老朽化し、組合で運営をされておりますけれども、かなり厳しい状況にあると。町民の水道事業による安全安心を等しく恩恵を受けるということから、この辺は町の施設はもちろん水道料金を納めておりますけれども、雑用水についてもいくらかはですね、維持管理費ということでいくらかは利用料金ももらっておられると思いますけれども、この辺について当然町としても、将来的にどうかやっぱい考えんばいかん、飲料水の施設組合だけにというわけにもいかんだろうという考えはあるわけですけれども、町としてはその辺についてはどのようにお考えでしょうか。どうしても高齢化して老朽化して給水人口の減少率というのは多くなるわけですけれども、やっぱい一人でもおられるてあれば、どうしても水道施設ということが大事になってきますので、その辺についてちょっと見解をお伺いしたいなというふうに。

○町長（岩島正昭君）

一昨年、何年前やったですか、波瀬ノ浦が集落でそういうふうな老朽化したってことで、補助をやりましてね、50%補助やったですかね、やった記憶をしています。だから風配とか船倉んにきは飲雑用水で昔つくった水源ですからね。そこら付近の集落の皆さんたちがこの際そういうふうな整備をしたいということになれば当然町もですね。まずは水が第一ですから、そこら辺も集落の皆さんたち要望があればやりたいと思ってます。波瀬ノ浦もう全部配管までしましたので。

○末次委員

今、波瀬ノ浦という話が出ましたけれども、波瀬ノ浦のように人口密集地というのは比較的工事費がかからんわけ配水管を布設替えるにしてもですね、しかし、やっぱい山間部になれば戸数の割には非常にコストがかかるという状況の中で、先ほど50%という話もありましたけど、そこまではなかなか老人世帯が主で負担も厳しいという状況もあってですね、先ほどその担当の説明で異常寒波ということとか何とか非常に水道に苦慮されてるという状況にあります。特にそして山間部についてはですね、畜産業、人間はどこかにいたて飲んでもよかですけども、畜産ていうのはそういうわけにもいかんし、日々汲んで飲ませるといって安定した経営もできない話ですね。この辺はもうちょっと新たなですね、考え方を持って今後もし、そういう要望があれば対応していただけんかなというふうに思いますので、よろしく一つその辺についてもうちちょっとこう、50ではなかなか厳しかとですよ。その辺についてちょっと考え方をお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

それは確かに波瀬ノ浦集落については戸数等々も多かったもので、配管延長もそうないと思います。議員おっしゃるとおり山間部になれば配管延長等々も長くなりますからね。波瀬ノ浦の設計についても水道課がお手伝いをしたもんだから、そういうふうな要望等々があれば、どれくらいの事業費になるか、戸数割り等々で無理のくっごたつきですね、なるべく安い方法で、通常 50%でやってますけども 10%、20%それ相当でやっていきたいというふうなことで。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

ちょっとお尋ねですけど、実は松本水道さんが水道事業を辞めたというふうに聞いてたばってん、大浦地区はおらんごとなったら大変かなてちょっと思っとつとばってんが、そこら辺なんとか下田さん 1 社だけでなんとかかなるとですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

おっしゃるとおり、松本設備さんですかね、昨年自主的な経営というものを取りやめられました。その後、その水道部門を活かすために、田口創建という土木関係の事業者の方に給水部門として入り込んで、そこで営業を続けておられます。今、現在町内 4 社の指定工事店がございます。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

そしたら、大浦地区で何かあってもすぐに対応はできるということですね。

○環境水道課長（藤木 修君）

はい、以前と同じように対応はできます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第 51 号 平成 27 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出の決算について、本案は原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 平成 27 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 52 号 平成 27 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 平成 27 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定するものと決定いたしました。
入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

次に、議案第 53 号 平成 27 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案第 53 号 平成 27 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

事業報告、事業実績について病院事務長の概要説明を求めます。
なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

《町立太良病院事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、決算書及び審査意見書のページを言ってから質疑をお願いいたします。
質疑の方ありませんか。

○所賀委員

決算書 4 ページの損益計算書の中で質問をいたしたいと思います。
確かにこの入院収益がかなり減っているわけですが、当初の予算が 5 億 8,250 万円、これが 4 億 7,780 万 6,000 円と約 1 億円強ぐらゐの減少になっております。これがずっとひびいてるような感じもしますが、この 1 億円強ぐらゐに減ってしまったていう主な原因と
いうか、要因というか、これはどういったことですか。当然入院収益ですけど、何をもっ

てこういうふうな現状になったのか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、一番の要因は内科の先生が7月末で退職されました。それ以降1名減ということで8カ月間、その分のマイナスが一つ。それと整形外科の患者数が減少しております。入院患者数、その分での減ということになります。そこが一番収益に直結してるところです。

○所賀委員

この審査意見書の55ページを見てみますとですね、収益的収入額の推移ということで最近5カ年間、平成23年から今年度まで、右から左へ書いてあるわけですけど、ずっと毎年増えてきて、ここで一気に落ち込んでいうか、こういう現象ですが、これが来年28年度予算をここで言うのはどうかとは思いますが、また元通りの5億9,000万円ぐらいですか、にプラスしておられますが、何か意図があって、あるいは戦略的を考えて医師を増やすとか、これだけの実績を上げるであろうというふうな予測のもとに予算計上されると思います。何かいい戦略が見つかったとか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

まず、先ほど言いました内科医師の1名減の分の補充ができたというところが一番大きいかと思います。その分の増額をまず見込んだのが1点と、あと診療報酬改定が今年度あっております。その分のいろんな加算あるんですけど、一つ点数が高い加算をとる体制をつくりましたので、そういったところでの増額の予測。それと、先ほどちょっと話しました、新規事業の拡大というところで、訪問リハビリテーションの数を今少しずつ増やしております。その分の増額。あとは、通所リハビリテーション事業の中での短期、短時間の通所リハビリテーション。リハビリに特化した通所リハビリ、そういうのも少しずつ始めて利用者も少しずつですが増えてきております。そういったところでの増額を見込んだ予算書になってます。

○所賀委員

それとですね、この医業外収益を見てみますと、この(3)番の補助金で1億3,146万9,000円が決算で上がってきております。これは不採算地区ということで、1床、1ベッドあたり84万2,000円だというふうに昨年聞いたような記憶がありますが、これ60床かけますと5,052万円の不採算地区を指定したということでの、交付税の中で入ってきた分をそっくりそのまま持って行かれたと思いますが、これを1億3,147万から引くと約8,095万円ぐらいなるわけですが、この8,095万円これは繰り出し基準に基づいた繰り出し額というふうに見ていいわけでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はい、繰り出し基準に基づいた繰り入れをしていただいております。

○竹下委員

決算書の8ページの町立太良病院の事業貸借対照表等の流動資産のところですね、質問したいと思っています。

未収金のところですけども、未収金の口についてはですね、一部負担金の未収金というようなことで、27年度分の滞納繰越分を含めた金額だというふうに思ってます。この未集金についての徴収はどうしておられるのかということと、保険の未収金も1億3,000万円ぐらいあがってます。それとその他の未収金ということで、5,000万円ほどあがってます。この内容はどうなってるのかお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

まず、未収金の徴収方法というところですけど、夜間とかの外来患者さんの会計ができませんので次の日に会計をしたりすることがあります。そういったときの未収が発生しないように次の日にまず電話連絡をして、支払いに来てもらうようなことをやっております。大きいのがやっぱり入院患者さんの未収金になってくるんですけど、そういった方々は退院後1カ月以内には電話もしくは文書による連絡。あとは、3カ月おきに文書の督促もしております。内部的にもそういった未収金の方がすぐわかるようにシステム上も組み込んでおります。今現在、今年度は6月ぐらいから月十数件、臨戸徴収も始めております。そういった感じでどうしても支払いが滞っている方は臨戸徴収までしてます。済みません、ちょっと戻りますけど、退院時点では支払いの誓約書まで連帯保証人も付けて書いてもらうようにもしております。一応そういうかたちで未収金の回収には努めているところです。

保険未収金の分は2カ月遅れて収入として上がってきますので、ずっと毎月毎月そのくらいの金額は載ってくるんですね、だから4月入ってから入ってくるように、年度繰り越して入ってきます。月締めて、レセプトの請求をしますと、2カ月後にそのお金が入ってくるようになっておりますので、一旦そこで会計上は計上するというふうになっております。

その他の分に関しては国保調整交付金が電子カルテ購入のときにおりてるんですけど、それが4,000万円入っております。その分が一番大きいんですが、若干遅れて入ってきておりますので、そこも計上をしていたというところです。

○竹下委員

保険の未収金とその他未収金についてはもう回収は順調にいくということによろしいんですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

保険から入ってくる分は確実に入ってきます。3割負担の人、1割負担の人いろいろいると思いますが。それと、その他の分も確実に入ってきます。

○所賀委員

損益計算書なんですけど医業外費用のところの(3)に雑支出ということで1億7,000万円ほど計上されておりますけど、これは内訳を教えてくださいいいですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

損益計算書これ税抜きの表示になっておりまして、その税抜きの分の差引額をここに計上しているという感じになります。

済みません、補足を宮崎から話します。

○太良病院事務員（宮崎達也君）

収益のほうの消費税、預かってる分の消費税と支払ってる分の消費税の差額分をここに計上するようにしています。

○所賀委員

例えば材料で100円で仕入れるけど、売るときは150円とか170円とかで売る。

○太良病院事務員（宮崎達也君）

いや、そうではないです。

例えばその仕入れたときに105円で内消費税が5円だったとして、売り上げたときに108円で売ったときのその差額分の、消費税を8円とした場合ですね。（「結局納税分ていうことですか」と呼ぶ者あり）納税分ではないです。そこからまたいろんな計算をして、最終的な消費税額が決まるんですけども、その病院の収益というのが非課税部分がものすごく多くてですね、深夜報酬は非課税になりますので、その分で支払った、もう出してる分の消費税のほうが大きくなるわけですけども。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと事務長、今んとわかりやすく総括るときに説明すつごとお願いしたいしゃい。わかりやすく。

○太良病院事務長（井田光寛君）

非課税分がだいぶ影響はしてるんですけど、その分の差引をした上でここに支払い分の消費税分を起用計上するてとこなんですけど。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

事務長にお願いしているか、要望があつとばってん。実は昨年も同じような質問ばしたとばってん、透析をなされてる方ですよ、透析だけでも太良病院でできるような装置をですよ、購入してお医者さんも含めてばってんが、結構遠くにごつとい行きよるもんやっけんが、できれば太良病院のほうで何とかそこんたいのお医者さん確保と機械の確保はできるもんやろかということですよ、そこら辺はいかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

昨年か一昨年的一般質問のときもお話したとは思いますが。ちょっと私がここで言うべきことじゃないかもしれませんが、ちょっと医者確保というのはほんとに非常に難しい状

況ではあります。とは言いながらも、今現在ちょっとはっきり覚えてないんですが、30数名の透析患者太良町にいらっしゃったはずです。その辺の数から今後そこがどう増えていくかというところまで考えながら今後検討する余地はあるのかなとは思いますが、なかなかちょっと初期投資の費用が莫大、それとどうしてもやっぱり初期投資というよりは医者の確保というところが非常に難しいというのがありますので、そこができれば何とかできる可能性はあると思います。ちょっとはっきり前向きにっていう回答はちょっと難しいかなと思っています。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

今、事務長のそういう返事ばっつてんですよ、町としていくらか財政して、支出はあるにしてもですよ、お医者さんが何とか確保できればそういうのもせつかくこうやって町立病院がある中でそういうのを望んでいらっしゃる方がおるもんやっけんですよ、そこら辺がなんとかできんかどうかちょっと考えていただければ助かるんですけどいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

まず、何年前か、今、事務長が申しあげましたとおりに、議会のとこで出て、ある反面、例えば30人がおいでになって全部が全部太良に来るかというところとそうじゃないことですよ。やっぱり透析についてはかかりつけの医師が一番いいということで。だから莫大な金を付けて30人まるまる受入れらるっぎよかったですけど、医師の確保も当然ですけどね。そこんたいがなかなか難しい問題だなというふうに思っております。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決します。

議案第53号 平成27年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 平成27年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

た。

これもちまして、本日は7つの案件を終了しましたので、これにて散会いたします。
第2日目の明日も9時30分から再開です。お疲れ様でした。

午後12時14分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人